

# 桶川スポーツランドスポーツ安全保険のご案内

## 桶川スポーツランドスポーツ安全保険とは

スポーツ安全保険は、公益財団法人スポーツ安全協会が契約者となり、加入手続を行った5名以上のアマチュアの社会教育関係団体の構成員を被保険者(補償の対象となる方)として、東京海上日動火災保険(株)を幹事会社とする損害保険会社(9社)との間に、「傷害保険(注1)」および「賠償責任保険(注2)」を一括契約した補償制度です。スポーツ安全保険の詳細についてはスポーツ安全保険のサイトをご覧ください。

★桶川スポーツランドが登録団体となり、桶川スポーツランドをご利用になるお客様を対象にご加入いただいております。

現時点では未加入でもスポーツ走行できますが、未加入の方には保障が一切ありません。また、特定のレース、イベントでは桶川スポーツランドスポーツ安全保険またはライスメンバーズ(別紙)の加入が必須となっています。

## スポーツ安全保険の3つの補償

保険金が支払われない場合などについては次ページをご覧ください。

### ①傷害保険

急激で偶発的な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償

### ②賠償責任保険

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによる被った損害を補償  
 ※自動車(自動二輪車、原動機付自転車を含む)の所有、使用または管理、符牒に起因する賠償責任は、補償の対象となりません。

### ③突然死葬祭費用保険

突然死(急性心不全、脳内出血などによる死亡)に際し、親族が負担した葬祭費用を補償

## 加入対象

桶川スポーツランドをご利用のすべての方

## 補償期間

**4月1日～翌年3月31日** ※期間中いつ加入しても3/31で失効します。

## 桶川スポーツランド スポーツ安全保険の補償対象となる活動

- ・桶川スポーツランドスポーツ走行枠の走行中または場内活動中
  - ・桶川スポーツランド主催イベントの走行中または場内活動中、事前申込み(予約)が必要なイベント参加時の自宅～桶川スポーツランドまでの往復中
  - ・桶川スポーツランド内で開催される指定の貸切イベント内での走行中または場内活動中(主催者に要確認)
- いずれも、怪我をした日時・状況が正しく桶川スポーツランド事務所に届け出がされているもの。

## 保険掛金と補償額

加入対象者	補償対象となる団体活動	年度途中での変更は不可	(1人あたり)中途加入の場合も年間掛金を適用	対象範囲	死亡				賠償責任保険支払限度額(免責金額なし)	突然死葬祭費用保険支払限度額
					死亡	後遺障害(最高)	事故の日からその日を含めて180日以内			
							入院日額(1日目から/180日限度)	通院日額(1日目から/30日限度)		
子ども(中学生以下)	練習走行・レース及びそれらに準ずる場内活動	A1	1,500円 手数料700円含む	団体活動中とその往復中* ※レースなど予約が必要なイベントのみ	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 5億円 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人1億円)  △自動車事故によって賠償責任を負った場合は、補償の対象となりません。	突然死(急性心不全脳内出血など)葬祭費用 180万円
大人(高校生以上)		C	2,500円 手数料650円含む		2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
		B	1,800円 手数料600円含む		600万円	900万円	1,800円	1,000円		

## 桶川スポーツランドスポーツ安全保険 加入方法

申請用紙に記入し、加入料と共に桶川スポーツランドに申し込みます。現金書留、WEBからも申し込みます。申込時には「**申込用紙**」「**加入料**」未成年の方は「**保護者の署名**」が必要です。顔写真の撮影をさせていただきます。WEB申し込みについては桶川スポーツランドHPをご覧ください。※WEB申込みの加入料はカード払いとなります。WEBのマイページより保険会員情報をご覧ください。

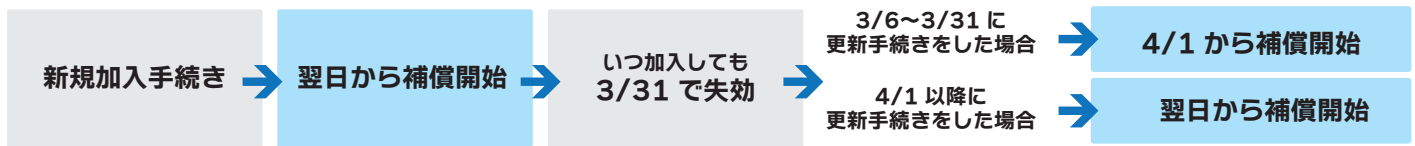
WEB 加入はこちらから



<https://okspo.jp/insurance/>

## 申し込みから補償開始までの流れ

※ライディングスポーツメンバーズについては別紙の説明文をお読みください



- ・基本的に申し込みをした翌日から補償開始となります。
- ・イベントによっては、申込締切日までに保険手続きを完了していることが出場条件となる場合があります。
- ・毎年3月が保険更新月となるため、今年度保険の更新募集日から3/31までに新規・更新の手続きをすると4/1から補償開始されます。

## 保障対象

※ライディングスポーツメンバーズについては別紙の説明文をお読みください

### ①傷害保険

被保険者が日本国内において団体での活動中および往復中に、急激で偶然な外来の事故により被った傷害(熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含む。)による死亡、後遺障害、入院、手術、通院が補償されます。ただし、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を除きます。詳しくはスポーツ安全保険のサイト「傷害保険」の項目をご覧ください。

### ②倍賞責任保険

被保険者が日本国内で行う団体の活動中および往復中、もしくは団体活動を行うために被保険者が所有・使用・管理する動産に起因して、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。★自動車、二輪車、原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する事故は倍賞責任保険を使用できません。詳しくはスポーツ安全保険のサイト「倍賞責任保険」の項目をご覧ください。

### ③突然死葬祭費用保険

被保険者が日本国内での保険期間中の団体活動中および往復中により突然死※した場合で、被保険者の親族が葬祭費用を負担したときに対象となります。

※突然死とは、急性心不全等の心・血管疾患や肺血栓塞栓症等の呼吸器疾患、脳内出血当の脳血管疾患等を死因とし、下記のいずれかに該当する死亡をいいます。

○団体の活動中および往復中の死亡 ○団体の活動中および往復中に顕著な体調変化が確認され、そのときから24時間以内の死亡。

ただし、その顕著な体調変化に関係がある死亡に限ります。詳しくはスポーツ安全保険のサイト「突然死葬祭費用保険」の項目をご覧ください。

## 保険金が支払われない主な場合（傷害保険）

詳しくはスポーツ安全保険のサイト「傷害保険」の項目をご覧ください。

※項目内でサーキット走行に関係のないものはここでは省いております。

- 1.被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失
- 2.被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔い運転
- 3.被保険者の脳疾患、疾病(心臓疾患を含む。)、心神喪失
- 4.被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置(保険金の支払対象となる傷害を治療する場合を除く。)
- 5.地震、噴火、津波、戦争その他の変乱(テロ行為によるケガは対象となります。)、放射能汚染など
- 6.むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの
- 7.学校、保育所の管理下の活動中に生じた傷害(ただし、大学、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われます。)
- 10.次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。
  - ・急性心不全、脳内出血などの突然死(突然死葬祭費用保険の対象となります。)
  - ・野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害
  - ・成長痛、加齢に伴うもの(変形性膝関節症、変形性腰椎症、腰椎分離症など)など
  - ・日本国外での事故および保険期間外に発生した事故

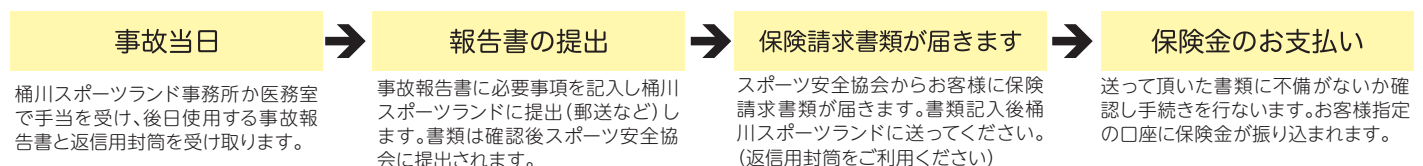
※その他「突然死葬祭費用保険」[損害賠償保険]の“保険金が支払われない場合”に関してはスポーツ安全保険のサイトをご覧ください。

スポーツ安全保険



## 保険請求の流れ

保険請求は事故後1年以内にお願ひします。制度上の保険請求権は3年ですが資料の保管期間を1年とさせていただきますので、速やかにお手続をお願いします。



後遺障害保険金、手術保険金の支払いがある場合・支払う保険金額が10万円を超える場合以外は基本的に医療機関診断書は必要ありません。診断書が必要な場合でも診断書作成料は保障されません。賠償責任保険使用の場合の示談代行は行いません。